ID:　366

担当部署:　上下水道部 下水道課

処分の概要	責任技術者の登録の取消し又は一時停止
例規名 根拠条項	芦屋市下水道排水設備指定工事店規則　第18条
例規番号	平成11年規則第5号

【根拠条文】

（登録の取消し又は一時停止）

第18条　市長は、責任技術者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消し、又は6月を超えない範囲内において、登録の効力を停止することができる。

(1)　条例又はこの規則等に違反したとき。

(2)　業務に関し、不誠実な行為があるなど、市長が責任技術者として不適当と認めたとき。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

設定年月日	平成28年4月1日	**最終変更年月日**	年　月　日